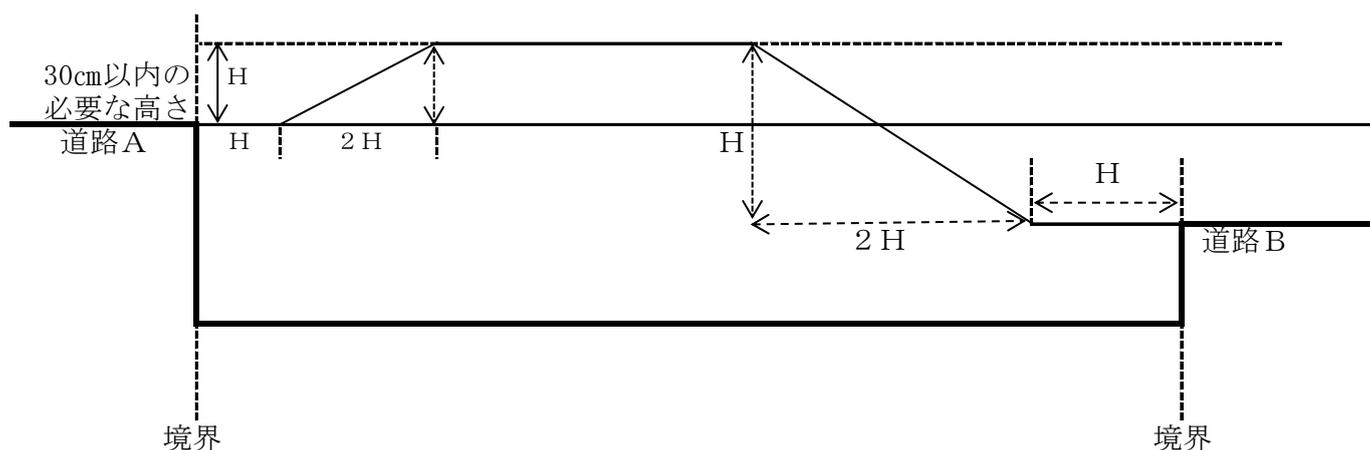


(2) 例外的に高い道路を基準とすることを認める場合

- ア 農機具の搬入を道路Aから行っており、道路Aと同等の高さにすることが耕作する上で効率的である場合。
- イ 道路Aから雨水が入ってしまう場合で、その搬入を防ぐために必要な場合。
- ウ 冠水がひどく、道路Bから30cm以内の高さでは効果が得られない場合。
- エ 原則として、道路A側の仕上がり面は道路面から30cmまでの高さとする。
- オ その他必要に応じ指導し、被害防除に努めさせること。



3 仕上がり面が隣接道路面及び隣接面より高くなる場合は、被害防除策を講ずること

- ① 嵩上げの高さに相当する幅でセットバックする。
- ② 法面の勾配は、嵩上げの高さ1に対する水平距離2の割合の勾配以下とする。
(例えば、30cm嵩上げする場合、水平方向に60cmの勾配となる。)